平成２３年（フ）第１５５号
鹿児島県霧島市隼人町姫城760番地　サンハイツ横山122号室
債務者　赤﨑　好彦
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
茨城県鹿嶋市大字下津466番地
債務者　手賀恵美子（旧姓田辺・長谷山）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第３３８号
広島県福山市山手町５丁目13番25―９号　下井コーポ203、旧住所岡山県津山市宮尾742番地７
債務者　原田真由美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４３号
広島県府中市中須町1524番地中須くずま住宅第11号
債務者　上紙　光春
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４４号
広島県福山市引野町5759番地　レオパレス新開202、旧住所広島県福山市南蔵王町２丁目13番42―904号
債務者　徳永　照昌
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３４６号
広島県福山市大門町７丁目１番50号、旧住所広島県福山市大門町６丁目10番５号　Ｅ棟206号
債務者　岡村　正樹
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１号
広島県福山市曙町１丁目３番10―７号
債務者　三浦清見奈こと　朴　清見奈（旧姓馬崎）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３号
鹿児島県鹿屋市串良町下小原2800番地
債務者　上穂木良子（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
青森県八戸市大字鮫町字住吉町14番地３
債務者　榎本　裕規
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
青森県八戸市下長２丁目２番12号　サクラコーポ幸１号室
債務者　安田　千春
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
神奈川県横須賀市公郷町１―44　小宮ビル３Ｆ302室、住民票上の住所神奈川県横須賀市公郷町３丁目123番地29　小谷方
債務者　星山　陽一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４６号
神奈川県横須賀市津久井３丁目19番21号　ドエルマーサ103
債務者　清水　宏哲
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４７号
神奈川県横須賀市津久井３丁目19番21号　ドエルマーサ103
債務者　清水　知子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３５５号
神奈川県逗子市逗子５丁目５番13号
債務者　眞瀬　直子（旧姓長谷川・佐藤）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４３６号
青森市大字飛鳥字岸田７番地６
債務者　阿部　恵美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５号
青森市松原１丁目16番10号　あやめ荘５号
債務者　三浦早智子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
青森市桂木４丁目３番地16　ネオハイツ奥野217号
債務者　和田　典子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係